

議案第35号

大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
大田原市総合計画審議会条例（平成22年条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（設置） 第1条 大田原市総合計画（以下「総合計画」という。）に関する事項を審議するため、大田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項） 第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) <u>総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を市長に答申すること。</u></p> <p>(2) <u>総合計画の進捗状況について、必要な助言等を行うこと。</u></p> <p>（組織）</p>	<p>（設置） 第1条 大田原市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、大田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務） 第2条 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（組織）</p>

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)~(4) (略)

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)~(4) (略)

(5) その他市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 (略)